

# 被災により発生した延滞利子の実質免除（条件変更法の適用）

## 概要

- 東日本大震災により被害を受けた地方公共団体で、当該震災により所定の期日（平成23年3月25日）までに財政融資資金貸付金の償還ができなかった団体については、やむを得ない事情により予定外の支出負担（延滞利子）が発生することから、延滞利子相当額が次回利払日（平成23年9月25日）の利払額から減額されるよう、『財政融資資金の債権の条件変更等に関する法律』に基づき融通条件の変更（貸付利率の引下げ）を実施。

## 〔 延滞の状況 〕

- 延滞団体数 28団体
- 延滞元金 55億円
- 延滞利子 延滞元金 × 貸付利率 × 延滞期間

## （参考）「財政融資資金の債権の条件変更等に関する法律」

財政融資資金の融通を受けた者が、災害その他特殊の事由により、元利金の支払が著しく困難となったときは、財務大臣は、財政制度等審議会の意見を聴いて、公共の利益のため必要があると認める場合に限り、その融通条件の変更又は延滞元利金の支払方法の変更をすることができる。